

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法の施行に伴う省令の概要

1. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則の一部改正

(1) 合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する勧告及び営業方法の制限命令関係

- ① 勧告の内容が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が使用する事業用自動車の台数を考慮したものであること等に該当するものでなければならないこととする。
- ② 営業方法の制限に関する命令を受けた者は、国土交通大臣が当該命令に応じて交付する証紙を事業用自動車の前面ガラスの内側に、証紙の表を事業用自動車の外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければならないこととする。

(2) 運賃の範囲の指定関係

国土交通大臣が範囲を指定する運賃の対象外となる運賃は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る基本運賃（これに準ずるものとして国土交通大臣が認める運賃を含む。）を除いた運賃とする。

(3) その他

輸送の安全を確保するための措置を講ずる場合は、運転者が業務に関し他の法令に違反した場合において、一般乗用旅客自動車運送事業者の責めに期すべき理由がある場合とする等所要の改正を行うこととする。

2. タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正

指定地域又は特定指定地域の指定の要請をしようとする特措法の協議会、都道府県知事又は市町村長は、指定を要請する理由等を記載した要請書を国土交通大臣に提出することとする等所要の改正を行うこととする。

3. 道路運送法施行規則等の一部改正

事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数を記載することとする等所要の改正を行うこととする。

4. 自動車道事業規則等の一部改正

自動車道事業規則、自動車運送事業等監査規則、旅客自動車運送事業運輸規則、旅客自動車運送事業等報告規則及び自動車登録規則について、所要の改正を行う。

※タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部は、平成27年10月1日施行